

盛土規制法の規制区域(案)の概要

1 盛土規制法の概要

(1)規制区域が指定されます

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

(2)安全な盛土等をつくります

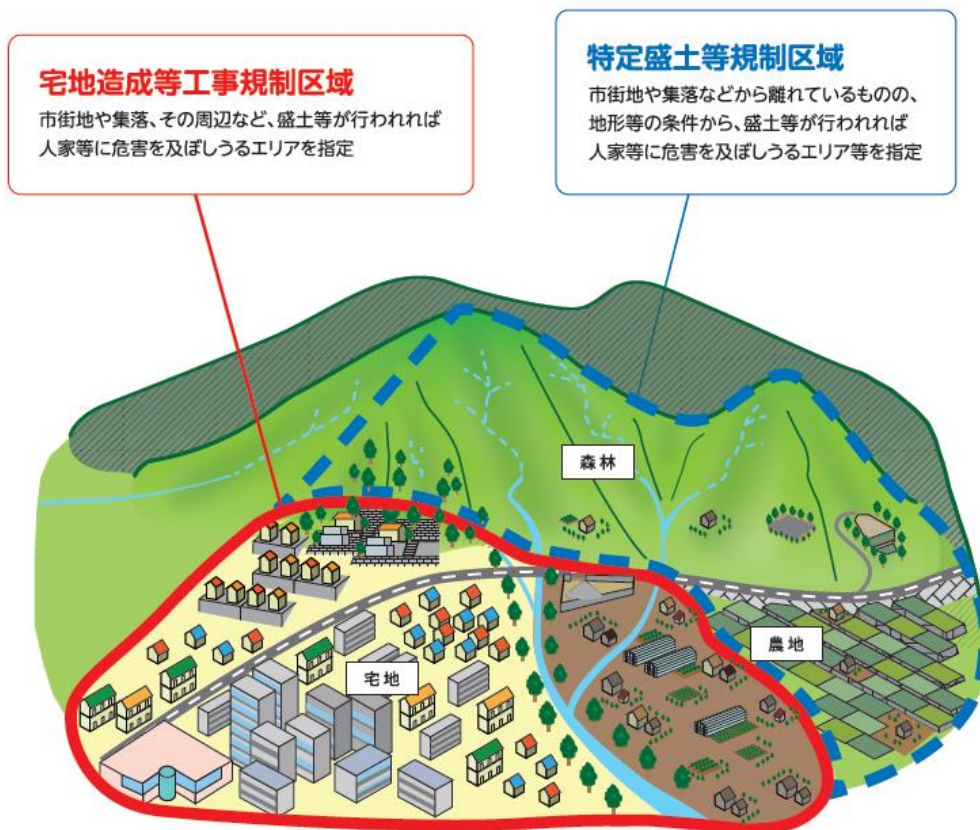
規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

(3)盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務があります。

※詳しくは、盛土規制法パンフレット(一般用・事業者用)をご覧ください。

2 規制区域のイメージ



3 規制区域(案)の面積

(km²)

	規制区域(案)			松山市域	現行の宅地造成 工事規制区域
	宅地造成等 工事規制区域	特定盛土等 規制区域	合計		
区域面積	約201	約227	約428	429.35	20.02

4 規制区域指定日(予定) 令和6年度後半